

## 和泉市特定宅地開発の手続に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、和泉市特定宅地開発の手続に関する条例（平成18年和泉市条例第8号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 条例第2条第1号ウに定める周辺環境に著しい影響を及ぼすものとして規則で定めるものは、店舗の用に供される床面積の合計が1,000平方メートルを越える大規模小売店舗及び特に市長が必要と認める建築物とする。

(関係住民の範囲)

第3条 条例第2条第2号に定める関係住民として規則で定めるものは、次のとおりとする。

- (1) 冬至日の真太陽時における午前8時から午後4時までの間に計画建築物（特定宅地開発により建築又は用途の変更が行われる建築物をいう。以下同じ。）の日影が及ぶ建築物の所有者及び居住者並びに土地の所有者。ただし、計画建築物の高さが10メートル以下の場合を除く。
- (2) 特定宅地開発により電波障害の影響を著しく受けると認められる建築物の所有者及び居住者
- (3) 計画建築物の敷地境界からの水平距離が当該計画建築物の高さの2倍の範囲内にある建築物の所有者及び居住者並びに土地の所有者
- (4) その他市長が必要と認める者

(届出等)

第4条 条例第5条第1項の規定により、市長に届出しようとする者は、開発構  
想届出書(様式第1号)に次の表に定める図書を添付して、市長に提出しな  
ければならない。

図書の種類	明 示 す べ き 事 項	縮 尺
付 近 見 取 図	(1) 方位 (2) 建築区域の位置	1 / 2 5 0 0 程度
現 況 図	(1) 方位 (2) 建築区域の境界線 (3) 土地の地番及び形状	1 / 5 0 0 程度
土地利用計画図	(1) 方位 (2) 建築区域の境界線 (3) 計画建築物の敷地の形状及び規模 並びに計画建築物の用途	1 / 5 0 0 程度
排水施設計画図	(1) 方位 (2) 排水設備の位置 (3) 流末水路の経路	1 / 5 0 0 程度
求 積 図	(1) 建築区域全体の求積図及び表	1 / 5 0 0 程度
地 籍 図	(1) 法務局備付の写(当該箇所着色)	
そ の 他	(1) その他必要とする図書等	

(標識の掲示)

第5条 条例第6条第1項の規定による標識は、開発構想標識(様式第2号)と  
する。

(内容の公表)

第6条 条例第6条第3項の規定による公表は、遅滞なく、一般の閲覧に供する  
ものとする。ただし、和泉市情報公開条例(平成10年和泉市条例第32号)  
第6条第1項第2号又は第3号に該当すると認められる情報については、そ  
の部分の限り閲覧に供しないことができる。

(開発構想説明状況等報告書)

第7条 条例第8条第1項の規定による報告書は、開発構想説明状況等報告書  
(様式第3号)とする。

(公表)

第8条 条例第10条による命令に従わないときは、特定宅地開発事業者の氏名  
を公表することができる。

2 前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該公表されるべき特定宅地開発事業者にその理由を通知し、当該特定宅地開発事業者が意見を述べる機会を与えなければならない。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成18年7月1日から施行する。